





2023年1月30日

各位

会 社 名 ルーデン・ホールディングス株式会社

代表者名 代表取締役社長 西岡 孝

(東証グロース・コード 1400)

問合せ先 取締役管理部門管掌兼管理本部長

佐々木 悟

電 話 03-6427-8088

特設注意市場銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求に関するお知らせ

当社は、2023年1月27日付で株式会社東京証券取引所より特設注意市場銘柄に指定されること及び上場契約違約金の徴求を受ける旨の通知を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 特設注意市場銘柄指定及び上場契約違約金徴求の理由

株式会社東京証券取引所から以下の指摘を受けております。

ルーデン・ホールディングス株式会社(以下「同社」という。)は、2022年11月30日付で「外部調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」を開示し、2023年1月17日付の「過年度の有価証券報告書等及び決算短信等の訂正に関するお知らせ」等において、2018年4月以降に開示した複数の適時開示資料の内容の訂正を行いました。

これらにより、以下の状況等が明らかとなりました。

- ・同社は 2018 年 12 月 20 日付の「(開示事項の経過) 当社子会社 I C O による資金調達の結果及び資金 使途の変更に関するお知らせ」において、ルーデンコイン (以下「R D C」という。)の販売により、1,700 ビットコイン (以下「B T C」という。)及び 40 万米ドルを外部一般投資家から調達した旨を開示した ものの、実際にはB T C は調達されておらず、また、40 万米ドルは I C O で調達されたことに疑義が指摘されていること
- ・同社は、ICOにより 1,700BTCを調達したことを前提として、2018 年 12 月から 2022 年 2 月までの間において、 ΓICO により調達した 1,700BTCは相場と資金需要をみて順次現金化していく予定である」旨を記載した 2019 年 12 月期第 2 四半期から 2020 年 12 月期第 2 四半期までの決算短信のほか、多数の適時開示資料に継続的に虚偽又は真偽不明の開示を行ったこと

これらの事実は、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす会社情報について、上場規則に違反して不適正な開示が行われたものであると判断しました。

こうした開示が行われた背景として、本件では主に以下の点が認められました。

- ・2018 年当時の取締役会長(以下「元取締役会長」という。)の強大な影響力により、かねてから同社内には元取締役会長に異を唱えることができない風土が醸成されており、RDC事業のブラックボックス化などの経営者による内部統制の無効化が生じたこと
- ・RDC事業によって調達したと認識していた暗号資産は、同社の事業規模に照らして相当の規模の経済的価値を有していたにもかかわらず、各取締役はRDC事業に対して無関心であり、暗号資産の実在性の確認を含めた内部監査も十分に行われず、明確な根拠なく暗号資産の実在を前提とした不適正な開示を継続して実施したほか、情報取扱責任者であった取締役は、適時開示資料の内容の一部に明らかな虚偽があると認識しながら、元取締役会長の意向を受けて事実と異なる開示を実行し、他の取締役及び監査役においても、虚偽の開示が行われたことを知りえたにもかかわらず、これを指摘することがなかったなど、同社の内部統制及び適時開示体制に著しい不備があったこと
- ・RDC事業の開始にあたり、必要なリスク分析や検討が行われるべきところ、これらを実施していなかっただけでなく、事業開始後もRDC事業を担っていた同社の非連結子会社の事業実態や財務状況を把握していないなど、同社の意思決定プロセス及び子会社管理に重大な不備があったこと

本件は、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす会社情報について、上場規則に違反して不適正な開示が行われたものであり、同社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められることから、同社株式を特設注意市場銘柄に指定することとします。

また、本件は、経営者によって内部統制が無効化され、脆弱な内部管理体制の下で、虚偽又は真偽不明の多数の適時開示が継続的に行われたものであり、当取引所市場に対する株主及び投資者の信頼を毀損したと認められることから、同社に対して、上場契約違約金の支払いを求めることとします。

2. 特設注意市場銘柄指定日

2023年1月28日(土)

3. 特設注意市場銘柄指定期間

2023年1月28日から原則1年間とし、1年後に当社から内部管理体制確認書を提出、株式会社東京証券取引所が内部管理体制等の審査を行い、内部管理体制等に問題があると認められない場合には指定が解除になります。一方で、内部管理体制等に問題があると認められる場合には、原則として上場廃止となります。ただし、その後の改善が見込まれる場合には、特設注意市場銘柄の指定を継続し、6ヶ月間改善期間が延長されます。なお、特設注意市場銘柄指定中であっても内部管理体制等の改善見込みがなくなったと認められる場合には、上場廃止となります。

4. 上場契約違約金について

当社は、株式会社東京証券取引所より、上場契約違約金2,000万円の支払いを求められました。

5. 今後の対応

株主や投資家の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを、深くお詫び申し上げます。内部管理体制を整え、指定の解除が受けられるよう役職員が一丸となり、信頼回復に向けて、誠心誠意、最大限の努力を尽くしてまいります。なお、今後につきましては、社内のガバナンス体制の整備を行い、再発防止策等の改善策を早急に社内で検討し、当該内容について決定次第、速やかに開示いたします。

以上